

地域福祉の推進役として

積極的な活動を展開します

平成22年度事業計画、予算などを審議する本会の理事会が3月25日、評議員会が3月26日開催され、事業方針等が決定されました。厳しい経営状況の中ですが、各方面のご協力のもと全力を傾注して参ります。

事業方針

市町村を基盤とした地域福祉の推進が図られる一方、都市と地方の格差の拡大、「限界集落」の顕在化、高齢化の急速な進展や高齢単身世帯の増加を背景とした社会的孤立が懸念される高齢者への支援、介護福祉分野での人材確保の難しさ、そして、国・地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、将来にわたる持続可能な社会保障制度の再構築、福祉・介護人材の育成確保、地域福祉活動の一層の推進など、喫緊に対応しなければならぬ課題が数多くある。

これら社会保障制度や地域福祉活動を支える社会・経済情勢をみると、我が国の景気は着実に持ち直してきているが、なお、自律性は弱く失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。先行きについては、海外経済の改善などを背景に景気を持ち直し傾向が続くことが期待される一方、海外景気の下振れ懸念、円高、デフレの影響など景気を下押しするリスクがあることに留意する必要がある。

このような状況の下で、地域における福祉ニーズは量的にも質的にも多様化してきており、制度の谷間にある課題への対応も含めて、公的制度・施策に基づくサービスだけではカバーしきれない分野の

問題が顕在化してきている。

また、本年は、社会福祉法施行後10年目にあたるので、同法附則に基づいた社会福祉法の見直しの動きを注視しながら適切に対応していく必要がある。こうした基本認識のもと、地域福祉の中核的推進組織である県社協は、多様な福祉ニーズに的確に応え本県の地域福祉を推進するため、平成22年度の基本目標を次のとおり定めた。

事業実施計画

I 会務の運営並びに連絡調整等

本会活動の積極的かつ円滑な運営に資するため役員会等を開催するとともに、事務処理の適正化及び効率化、迅速化に努める。

II 広報活動等の推進

社会福祉についての県民の関心と理解を深めるため、広報紙の発行やホームページを通して、県内外の各種情報を提供する。

III 地域福祉活動の推進

小地域ネットワークの構築を基軸に県下の地域福祉の一層の推進を図るため、行政、社協、NPO法人、ボランティア及び福祉施設等が協働しながら福祉コミュニティづくりを促進し地域の福祉力を総合的に高めるための事業を実施する。

特に平成22年度は、高齢者サロン等民間のインフォーマルな活動への支援として研究会の開催、地域福祉のキーパーソンといえるコミュニティワーカーの資質向上のための研修の実施、さらには「介護の日」、「育児の日」の啓発や関連行事の募集・案内も含めて情報発信する。

IV 制度改正等対応市町村社協支援事業

社協モデル定款・モデル経理規程の改正や、介護保険制度等制度改正の動向を踏まえ、法人の体制整備や地域密着型サービス等への新たな福祉サービスへの取り組みについての情報提供を行う。

V 障害福祉相談体制整備特別支援事業・障害福祉人材育成研修事業

県障害者自立支援協議会を運営し、県内全体の相談支援体制のあり方を検討するとともに、特別アドバイザーによる地域自立支援協議会の立ち上げ・運営支援や圏域における相談支援体制の整備を推進する。

VI ボランティア活動の促進

県ボランティアセンター事業の推進を図るため、ボランティアコーディネーターを設置し、研修会等の企画・運営を行うほか、来所や電話での相談に対応し、県内におけるボランティアの育成に努める。

VII すこやか基金による援助活動

すこやか基金の運用果実を活用し、各種助成を実施する。

VIII 福祉相談活動の推進

「鹿児島シルバー110番」を設置し、高齢者とその家族が抱える心配ごと及び悩みごと等の相談

に対応するため、各種の相談員による相談にあたる。

IX 社会福祉施設・団体の活動促進

社会福祉活動の拠点である社会福祉施設整備の促進を図る。

X 福祉サービスの利用支援及び苦情解決の推進

判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、①福祉サービスの情報提供・助言・利用等の手続き支援、②日常的な金銭管理、③書類等の預かりなどの支援を利用者との契約に基づいて行う。

実施体制を強化し、県内どこでも平等にサービス提供できるよう、利用者にとって身近な市町村社協が基幹の社協として取り組んでいただけるよう、平成22年度・24年度にかけて計画的に再構築を進めていく。

XI 介護サービス情報の公表事業の推進

「指定情報公表センター」として、介護保険の利用者がよりよいサービスを選択するために必要な介護サービス情報をインターネット等で提供する。

また、公表制度の調査がスムーズに行われるよう、指定調査機関との連携を図る。

XII 福祉人材の養成・確保

福祉・保健医療職場に就職しようとする者と求人施設等との面談会を開催し、福祉職場等の人材確保を図る。

XIII 介護実習・普及センターの運営

①介護や福祉用具についての書籍やビデオなどの閲覧及び貸し出し

②一般県民に対する介護の基礎

知識・技術等の研修

XIV 民生委員児童委員活動の充実強化

県民生委員児童委員協議会の組織強化と各種民生委員・児童委員研修を行い、民生委員児童委員の資質向上や相談援助活動の充実強化を図る。

XV 生活福祉資金貸付事業の推進

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯、失業世帯又は要保護高齢者世帯の経済的自立及び生活の安定を図るため、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金及び離職者生活支援つなぎ資金の積極的な活用を促進する。

XVI すこやか長寿社会づくり運動の推進及びふれあいプラザなのはな館の管理運営

各種機関・団体へ印刷物を配布するとともに、イベント、研修会等の場を利用して広報啓発活動を行うほか、広報紙「ふくしのひろば」に「明るい長寿社会づくり情報」を設け、事業の紹介等広報活動を行う。

XVII 県社会福祉センターの管理・運営

民間社会福祉団体の活動拠点として、適切かつ効率的な管理運営に努めるとともに、利用促進等を図る。

